

### 3. 業種区分について

弊社が発注する業種区分は、「建設工事（23業種）」「測量等（7業種）」「物品製造等（43業種）」に大別され、全73業種です。

#### 3.1 建設工事（23業種）

- 弊社が発注する建設工事の業種区分は次のとおりです。
- 各業種区分への登録については、建設業法に定める建設業の許可を有し、経営事項審査を受け、対応する必須業種（建設工事の種類）において総合評定値（P）の通知を受けていることが、当該業種区分への登録条件となります。  
（例えば、「01一般土木工事」に登録する場合、必須業種となる「土木一式」の総合評定値（P）が必要になります。）
- 「11 通信設備工事」「12 通信機器製造・設置・調整工事」については、重複して登録することはできません。申請者が工事専門の場合は「11 通信設備工事」に、メーカーの場合は「12 通信機器製造・設置・調整工事」に登録してください。
- 「15 機械設備工事（地域冷暖房）」「17 機械設備工事（航空機給油設備）」「18 機械設備工事（一般）」については、必須業種のうち「機械器具設置」又は「管」のいずれかに総合評定値（P）が記載されていれば登録することができます。

業種区分		内容	必須業種 (建設工事の種類)
01	一般土木工事	1. 土木工事一式 2. 土木に関する工事で、他の工事種別に属する工事以外の工事（法面処理工事、地盤改良工事、くい打ち工事等） 3. グラウト工事	土木一式
02	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事	しゅんせつ
03	建築工事	1. 建築一式工事（プレハブ建築工事を除く） 2. 建築に関する工事で、他の工事種別に属する工事以外の工事	建築一式
04	プレハブ建築工事	プレハブ建築工事	建築一式
05	一般舗装工事	一般舗装工事（一般舗装）	舗装
06	空港舗装工事	空港舗装工事（基本施設等制限区域内） ※基本施設・・・滑走路、誘導路、エプロン	舗装
07	グルーピング工事	グルーピング工事	土木一式
08	プレストレスト コンクリート工事	プレストレストコンクリート工事及び同類工事	土木一式
09	鋼橋上部工事	1. 鋼橋上部製作工事	鋼構造物

業種区分		内容	必須業種 (建設工事の種類)
		2. 鋼橋桁等架設工事 3. 土木鉄骨工事	
10	建築鉄骨工事	建築鉄骨工事	鋼構造物
11	通信設備工事	通信設備工事 (工事専門)	電気通信
12	通信機器製造・設置・調整工事	通信機器製造・設置・調整工事 (メーカー)	電気通信
13	電気設備工事	電気設備工事	電気
14	受変電設備工事	受変電設備、自家発電設備の製作・設置工事	電気
15	機械設備工事 (地域冷暖房)	地域冷暖房設備工事	機械器具設置又は管
16	機械設備工事 (搬送設備)	搬送設備工事	機械器具設置
17	機械設備工事 (航空機給油設備)	航空機給油設備工事	機械器具設置又は管
18	機械設備工事 (一般)	その他一般機械設備工事	機械器具設置又は管
19	暖冷房衛生設備工事	1. 暖冷房設備工事 2. 空気調和設備工事 3. 給排水設備工事 4. 衛生設備工事 5. さく井工事	管
20	造園工事	造園工事	造園
21	塗装工事	1. 建物、橋梁等構造物の塗装工事 2. その他の一般塗装工事	塗装
80	消防施設工事	消防施設工事	消防施設
81	解体工事	解体工事	解体

### 3.2 測量等（7業種）

- 弊社が発注する測量等の業種区分は次のとおりです。

業種区分		内容
22	測量	一般測量、地図の調整、航空測量用写真撮影
23	土木関係コンサルタント	土木工事に関する設計、監理、調査、企画立案、助言を行う業
24	建築関係コンサルタント	建築工事に関する設計、監理、調査、企画立案、助言を行う業
25	補償コンサルタント	補償関係、土地評価、土地の調査、不動産鑑定、登記手続き等
26	地質調査	地質調査
27	環境調査	環境調査
28	その他調査・設計	上記以外の調査・設計

#### 登録を申請する場合に必要な登録・許可等

- 次の業種区分に登録を申請する場合は、対応する登録・許可等の登録通知書又は登録証明書が添付書類として必要になります。登録証明書等はPDFファイルに変換してご提出ください。

業種区分		必要な登録・許可等
22	測量	測量業者登録
23	土木関係コンサルタント	建設コンサルタント登録
24	建築関係コンサルタント	一級建築士事務所登録
25	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録
26	地質調査	地質調査業者登録
27	環境調査	計量証明事業登録等

### 3.3 物品製造等（43業種）

- 弊社が発注する物品製造等の業種区分は次のとおりです。
- 「製造」及び「販売」の業種区分については、申請者がメーカーの場合は「製造」に、申請者がメーカー代理店、卸売業、小売業などの場合は「販売」に申請してください。なお、両者に該当する場合は、「製造」「販売」の両方に申請することも可能です。

業種区分		内容
維持 作業	29	土木関係維持作業 舗装、排水溝、共同溝、汚染管渠等の清掃、除雪、草刈等
	30	設備関係維持作業 各種設備保守、各種機器修理等
製 造	31	電気機械器具 電動機、発電機、配電盤、分電盤、変圧器、電圧調整器、整流器、蓄電器、電気製品、制御機器類
	32	通信機械器具 通信装置及び機器類、無線装置及び機器類
	33	輸送・搬送機械 船舶、車両類、コンベア類、フォークリフト等
	34	精密機械器具 計測器具、光学機械、メーター、測量器具類
	35	その他機械器具 上記以外の機械器具
	36	鉄鋼・金属 鋼管、銅板、条鋼、鋳鉄管、建築材料
	37	電線・ケーブル 各種ケーブル、裸線、プラスチック線、被服線等
	38	燃料類 電気、ガス、ガソリン、重油、軽油、灯油、その他燃料
	39	建設材料 砕石、砂利、化学工業品、合成樹脂、ゴム製品、セメント
	40	皮革、繊維 皮革類、織物類、衣料品
	41	家具・什器 家具類、什器類、オフィス家具
	42	事務機器・事務用品 OA機器、事務用機器、事務用品
	43	百貨店 百貨店
	44	書籍 書籍、刊行物、電子出版物、その他出版物
	45	印刷 印刷、製本、フォーム印刷、筆耕
	46	写真・撮影器材 各種写真、映像物、撮影器材、撮影用品
	47	食料品 弁当、飲料水、その他食品
	48	その他製造 上記以外の製造
販 売	49	電気機械器具 電動機、発電機、配電盤、分電盤、変圧器、電圧調整器、整流器、蓄電器、電気製品、制御機器類
	50	通信機械器具 通信装置及び機器類、無線装置及び機器類
	51	輸送・搬送機械 船舶、車両類、コンベア類、フォークリフト等
	52	精密機械器具 計測器具、光学機械、メーター、測量器具類
	53	その他機械器具 上記以外の機械器具
	54	鉄鋼・金属 鋼管、銅板、条鋼、鋳鉄管、建築材料

業種区分		内容	
販売	55	電線・ケーブル	各種ケーブル、裸線、プラスチック線、被服線等
	56	燃料類	電気、ガス、ガソリン、重油、軽油、灯油、その他燃料
	57	建設材料	砕石、砂利、化学工業品、合成樹脂、ゴム製品、セメント
	58	皮革、繊維	皮革類、織物類、衣料品
	59	家具・什器	家具類、什器類、オフィス家具
	60	事務機器・事務用品	OA機器、事務用機器、事務用品
	61	百貨店	百貨店
	62	書籍	書籍、刊行物、電子出版物、その他出版物
	63	印刷	印刷、製本、フォーム印刷、筆耕
	64	写真・撮影器材	各種写真、映像物、撮影器材、撮影用品
	65	食料品	弁当、飲料水、その他食品
	66	その他販売	上記以外の販売
借上げ・役務	67	警備業	建物等の警備、身辺警護、その他警備
	68	借上げ	車両、事務機器、植栽等、会議場等
	69	広告等の業	広告、パンフレット製作、情報誌の発行
	70	その他役務	ソフト開発、データ入力、清掃、イベント業、映像制作、産業廃棄物処理等
買受	71	買受	古紙、鉄くず、廃材、車両、美術工芸品

#### 登録を申請する場合に必要な登録・許可等

- 次の業種区分に登録を申請する場合は、対応する登録・許可等の認定証、許可証等が添付書類として必要になります。許可証等はPDFファイルに変換してご提出ください。

業種区分		必要な登録・許可等
67	警備業	警備業（認定証）
70	その他役務 ※産業廃棄物処理等を請負う場合のみ	産業廃棄物処分業許可等
71	買受	古物商又は産業廃棄物処分業許可等